

聞き流し 150フレーズ



社会福祉士
(第36回キーワード)

人体の構造と機能及び疾病

成熟時の発達を 100 %としたスカモン (Scammon, R.)の臓器別発育曲線

- 20 歳における成長を 100%としている
- 身長など一般型は、S 字型カーブを示す
- リンパ型は 12 歳頃には 180%となる
- 神経型は 6 歳には 90%を超える
- 生殖型は 17 歳頃に 70%になる

国際生活機能分類 (ICF)

- 年齢、性別は身体系の生理的機能を示すもの
- 左片麻痺は心身機能
- 手すりに伝って歩くことは「活動」に分類
- 近隣に長女が住んでいるのは環境因子
- デイサービスの利用は参加

身体障害者手帳の交付対象となる内部障害

- 視覚障害＝視覚障害に分類
- そしゃく機能障害＝音声機能、言語機能またはそしゃく機能
- 平衡機能障害＝聴覚または平衡機能の障害
- ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害＝内部障害
- 体幹機能障害＝肢体不自由

目の構造と病気

- 眼球の外層にある白目の部分は強膜
- 白内障は水晶体が混濁してものが見えにくくなる
- 緑内障は眼圧が上がって視野障害
- 加齢黄斑変性症では視力は低下する
- 糖尿病性網膜症では失明は起こる

自閉スペクトラム症 (A S D)

- 幼少期で明らかになることが多い
- こだわりが強い

- 幻覚はない
- 常同的な行動がある
- 相手の気持ちを理解することが苦手

精神疾患の診断・統計マニュアル（D S M－ 5 ）において、発達障害に当たる「神経発達症群 / 神経発達障害群」に分類されるもの

- 神経性無食欲症 食行動障害及び摂食障害に分類
- 統合失調症 統合失調症スペクトラム及びほかの精神病性障害群
- パニック障害 不安障害・不安障害群
- 適応障害 心的外傷及びストレス因関連障害群
- 注意欠如・多動症（A D H D） 神経発達症群 / 神経発達障害群

廃用症候群

- 若年者にも生じる
- 数日間の安静でも、筋力低下は起こる
- 長期臥床により筋肉量が低下する
- 骨粗鬆症は、安静臥床により悪化する
- 予防することはできる

心理学理論と心理的支援

知覚に関する大きさの恒常性の事例

- 形と大きさが同じ図形は、空間内でまとまっているように知覚される：体制化（群化）
- 電光掲示板で表示されている絵や文字が動いて、大きさが変化して見える：錯覚
- 同じ人物が遠くにいる場合と近くにいる場合とでは、距離の違いほどに人の大きさが違って見えない：体制化
- 線遠近法を使った絵画では、奥行きを感じることで書かれている物の大きさの違いが知覚：奥行き知覚
- 月を見ると、建物の上など低い位置にあるときは、天空高くにあるときよりも大きく見える：錯覚

オペラント条件づけの事例

- 電車に乗っているときに事故にあっけしき、それ以降電車に乗るのが怖くなってしまった。レスポナデント条件付け
- 以前に食べたときに体調が悪くなった食品を見ただけで、気分が悪くなってしまった。レスポナデント条件付け
- 犬にベルの音を聞かせながら食事を与えていると、ベルの音だけで唾液が分泌するようになった。レスポナデント条件付け
- 人に迷惑をかけるいたずらをした子どもを叱ったら、その行動をしなくなった。オペラント条件づけ
- 病院で受けた注射で痛い経験をした子どもが、予防接種のときに医師の白衣を見ただけで怖くなって泣き出した。レスポナデント条件付け

ワーキングメモリー（作動記憶）

- 自転車の運転など、一連の動作に関する記憶である。手続き記憶
- 休みの日に外出したなど、個人の経験に関する記憶である。エピソード記憶
- カラスは鳥であるなど、一般的な知識に関する記憶である。意味記憶
- 感覚器が受け取った情報は、短期でしか保存できない
- 暗算をするときなど、入力された情報とその処理に関する一時的な記憶である

る。ワーキングメモリー（作動記憶）

ワイナリー：原因帰属の理論で安定し、かつ外的な原因による例

- 自分の能力不足が原因だと思います。 安定的で、内的な要因
- 最近の体調不良が原因です。 1つの可能性に絞るのが難しい事例
- 業務内容が難しかったことが原因です 安定し、かつ外的な原因
- たまたま運が悪かったのが原因です。 不安定的で、外的な要因
- 自分の努力不足が原因だと感じています 不安定的で、内的な要因

心的外傷後ストレス障害（P T S D）回避症状の事例

- ささいな事でもひどく驚いてしまうようになった。 覚醒度と反応性の著しい変化
- 事故が起きたのは全て自分のせいだと考えてしまう。 認知と気分の陰性の変化
- つらかった出来事を急に思い出すことがある。 侵入症状
- 交通事故にあった場所を通らないようにして通勤している。回避症状
- 大声を聞くと虐待されていたことを思い出し苦しくなる。 覚醒度と反応性の著しい変化

小学校就学前の 5 歳児を対象とできる心理検査

- 矢田部ギルフォード（Y G）性格検査 小学校低学年から成人
- 田中ビネー知能検査V 小学校就学前の 5 歳児を対象
- ミネソタ多面人格目録（MMP I） 18 歳以上
- 文章完成法テスト（S C T） 小学生から成人
- W A I S -IV 成人

クライエント中心療法

- クライエントの話を非指示的に傾聴 中心療法
- 解決に焦点をあわせ、クライエントの強みを発展させる。 問題解決療法
- クライエントの家族関係を変容しようとする。 家族療法
- クライエントの意識を無意識化していく。 精神分析
- クライエントの認知や行動に焦点を当てていく。 認知行動療法

社会理論と社会システム

持続可能な開発目標（SDGs）

- 1989 年にアメリカのオレゴン州で策定された、行政評価のための指標：オレゴン・シャインズの策定
- 環境・社会・経済の3側面、17の目標から構成される
- 貧困に終止符を打つとともに、気候変動への具体的な対策
- 2016年から2030年までの目標
- 各国の定義によって一律ではない

ウェルマンのコミュニティ解放論

- 特定の関心に基づくアソシエーションが、地域を基盤としたコミュニティにおいて多様に展開しているとした。＝マッキーバーの理論
- 現代社会ではコミュニティが地域という空間に限定されない形で展開されるとした。＝ウェルマンのコミュニティ解放論
- 人口の量と密度と異質性から都市に特徴的な生活様式を捉えた。＝ワースのアーバニズム理論
- 都市の発展過程は、住民階層の違いに基づいて中心部から同心円状に拡大するとした。＝バージェスの同心円地帯理論
- アメリカの94のコミュニティの定義を収集・分析し、コミュニティ概念の共通性を見いだした。＝ヒラリー

人々が社会状況について誤った認識をし、その認識に基づいて行動することで、結果としてその認識どおりの状況が実現してしまうこと

- 予言の自己成就＝実現してしまう
- 創発特性＝パーソンズは、複数の構成要素全体が、それぞれに見られなかった特徴を帯びるようになる
- 複雑性の縮減＝ルーマンは、社会システムとして作動することで、可能性が限定される
- ホメオスタシス＝キャノンは、身体内外の変化にかかわらず、一定の状態を保とうとする
- 逆機能＝マートンは、諸部分の作用が全体を脅かすこと

第 16 回出生動向基本調査結果の概要（2022 年）（令和 4 年）」（国立社会保障・人口問題研究所）に関する記述

- 「いずれ結婚するつもり」と回答した未婚者の割合が、これまでの出生動向基本調査の中で男性 81%、女性 84%と 2015 年の調査よりも減少している
- 第 1 子の妊娠が分かった時に就業していた妻が、子どもが 1 歳になった時も就業していたことを示す「就業継続率」は、2015年(平成 27 年) の調査の時よりも約 70%と大きく上昇した
- 「結婚したら子どもを持つべき」との考えに賛成する未婚者の割合は、2015年(平成 27 年) の調査の時よりも男性 55%、女性 36%と 2015 年の調査よりも減少している
- 未婚男性がパートナーとなる女性に望む生き方として、結婚し、子どもをもつが、仕事も続ける「両立コース」が最も多く選択された。
- 子どもを追加する予定がほぼない結婚持続期間 15～19 年の夫婦の平均出生子ども数(完結出生子ども数) は、2015年(平成 27 年) の調査の時よりも 1.9 人と最低値を更新した

ライフサイクル

- 個人の発達の諸段階であり、生物学的、心理学的、社会学的、経済学的な現象がそれに伴って起きることを示す概念である。＝ライフステージ
- 生活を構成する諸要素間の相対的に安定したパターンを指す概念である。＝生活構造
- 社会的存在としての人間の一生を、生まれた時代や様々な出来事に関連付けて捉える概念である。＝ライフコース
- 個人の人生の横断面に見られる生活の様式や構造、価値観を捉えるための概念である。＝ライフスタイル
- 人間の出生から死に至るプロセスに着目し、標準的な段階を設定して人間の一生の規則性を捉える概念である。＝ライフサイクル

信頼、規範、ネットワークなどによる人々のつながりの豊かさ（パットナム）

- ハビトゥス＝ブルデュー
- ソーシャルキャピタル（社会関係資本）＝パットナム
- 文化資本＝有形・無形の領有物
- 機械的連帯＝デュルケム
- 外集団＝サムナー

囚人のジレンマ

- 協力し合うことが互いの利益になるにもかかわらず、非協力への個人的誘因が存在する状況。＝囚人のジレンマ
- 一人の人間が二つの矛盾した命令を受けて、身動きがとれない状況。＝ダブルバインド
- 相手のことをよく知らない人同士が、お互いの行為をすれ違いなく了解している状況。＝想定していない説明文
- 非協力的行動には罰を、協力的行動には報酬を与えることで、協力的行動が促される状況。＝選択的誘因
- 公共財の供給に貢献せずに、それを利用するだけの成員が生まれる状況。＝フリーライダー問題

現代社会と福祉

福祉における政府と民間の役割

- 平行棒理論とは、政府と民間は役割が違うので、交わることはないという考え方
- 繰り出し梯子（はしご）理論とは、政府と民間の役割は異なるものの、連続した関係にある
- 社会市場のもとでは、ニーズと資源のマッチングが行われる経済市場と異なる位置付け
- 準市場のもとでは、サービスの供給に当たり、競争や選択の要素を取り入れつつ、人々の購買力の違いによる不平等を緩和するための施策が講じられる
- ニュー・パブリック・マネジメント（N P M）とは、行政の活動に民間の経営理念や手法を取り入れる

ニューディール政策での取り組み

- 社会保障法の制定＝ニューディール政策
- 公民権法の制定＝人種などでの差別を禁止した
- メディケア（高齢者等の医療保険）の導入＝1965 年、65 歳以上高齢者や障害者の公的医療制度
- ADA（障害を持つアメリカ人法）の制定＝1990 年、障害に基づく差別の禁止
- TANF（貧困家族一時扶助）の導入＝1996 年に導入された公的扶助

日本の貧困

- 日本の 2010 年代における「貧困率」は、経済協力開発機構（O E C D）加盟国より高い水準
- 「2019 年国民生活基礎調査の概況」(厚生労働省)によれば、子どもがいる現役世帯の世帯員の「貧困率」は、「大人が二人以上」の世帯よりも、「大人が一人」の世帯員の方が高い。
- 「2019 年国民生活基礎調査の概況」(厚生労働省)によれば、子どもの「貧困率」は13.5%で高い
- 「平成 29 年版厚生労働白書」によれば、高齢者の「貧困率」は、子どもの「貧困率」に比べて子供 13%、高齢者 20%で高齢者の方が高い
- 2018年(平成 30 年)の時点で、生活保護世帯に属する子どもの大学進学率は 36%

程度

ブラッドショーのニード類型

- クライエントがニードを表明しなくても、ニードのアセスメントを行うことはできる（フェルトニード）
- 社会規範に照らしてニードの有無が判断されることはある（規範的ニード）
- クライエントと専門職との間で、ニードの有無の判断が食い違うことはある（フェルトニードと規範ニードに食い違いが生まれる）
- 他人と比較してニードの有無が判断されることはある（比較ニード）
- クライエントがニードを自覚しなければ、クライエントからのニードは表明されない

第 1 次ベビーブーム期の出生者が後期高齢者になるために、国が示した、医療や介護等の供給体制を整備する目途となる年度

- 1973 年（昭和 48 年） 福祉元年
- 1990 年（平成 2 年） 福祉関係八法
- 2000 年（平成 12 年） 利用契約制度など
- 2025 年（令和 7 年） 後期高齢者への整備
- 2035 年（令和 17 年） 保健医療 2035

外国人との共生社会の実現

- アジア諸国出身が増えた
- 高度で専門的な技術・知識を有する者以外の外国人材の受入れを抑制はしない
- 外国人との共生社会は国、地方公共団体、民間支援団体の連携・協力が必要
- 外国人が安全に安心して暮らせるように、外国人に対する情報発信や相談体制を強化
- 在留外国人に、納税及び社会保険への加入の義務を免除はない

福祉レジーム論（エスピノーアンデルセン）

- 福祉レジーム：自由主義、保守主義、社会民主主義の 3 類型
- 市場や家族の有する福祉機能は、福祉レジームの分析対象となる
- スウェーデン：社会民主主義、ドイツ：保守主義
- 質的差異に着目し分析
- 福祉レジームの分析に当たり、脱商品化という概念を用いる

所得の再分配

- 所得分配によって生じる格差を是正する
- 現物給付を通して所得が再分配される
- 同一の所得階層内部での所得の移転＝水平的な所得再分配
- 積立方式による公的年金＝賦課（ふか）方式
- 高所得者から低所得者への所得の移転＝垂直的な所得再分配

社会福祉法に設置根拠

- 地域包括支援センター＝介護保険法で市町村に設置
- 母子家庭等就業・自立支援センター＝母子家庭等就業・自立支援事業実施要綱
- 福祉に関する事務所（福祉事務所）＝社会福祉法
- 運営適正化委員会＝社会福祉法
- 要保護児童対策地域協議会＝児童福祉法

居住支援

- 住宅確保要配慮者居住支援協議会は、住宅確保要配慮者に対して情報の提供
- 住居確保給付金は、離職・廃業などの場合に家賃が3ヶ月までは給付される
- シルバーハウジングにおけるライフサポートアドバイザーは日常の生活指導、安否確認、緊急時の連絡を行う
- 住宅セーフティネット法に、住宅購入の費用補助規定はない
- 地方公共団体は、公営住宅法に基づき、住宅に困窮する低額所得者を対象に公営住宅を供給する

地域福祉の理論と方法

社会福祉協議会の歴史

- 市町村社会福祉協議会が法制化＝1983 年の社会福祉事業法改正
- 在宅福祉サービスを市町村社会福祉協議会の事業として積極的に位置づけ＝1979 年
- 都道府県社会福祉協議会を実施主体とする地域福祉権利擁護事業が開始＝2000 年の社会福祉事業法改正
- 社会福祉協議会の活動原則として住民主体の原則＝1962 年 社会福祉協議会基本要綱
- 2000年(平成 12 年) に社会福祉法へ改正されたことにより，市町村社会福祉協議会の目的は地域福祉の推進にあることが明文化

地域福祉に関連する法律，事業に規定されている対象

- ひきこもり支援推進事業の対象となるひきこもり状態にある者＝原則的には 6 ヶ月以上家庭にとどまり続けていること
- ヤングケアラー支援体制強化事業におけるヤングケアラーとは，家族への世話などを日常的に行っている 18 歳未満のもの
- 生活福祉資金の貸付対象における低所得世帯とは，資金の貸付けにあわせて必要な支援を受けることにより独立自活できると認められる世帯であって，必要な資金の融通を他から受けることが困難である者
- 生活困窮者自立支援法における生活困窮者とは最低限度の生活が維持できなくなる恐れがあるもの
- 日常生活自立支援事業の対象者とは契約内容の判断ができる者

市町村地域福祉計画に関する社会福祉法の規定

- 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上＝都道府県地域福祉支援計画
- 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備＝都道府県地域福祉支援計画
- 地域における高齢者の福祉，障害者の福祉，児童の福祉その他の福祉に関し，共通して取り組むべき事＝市町村地域福祉計画
- 市町村地域福祉計画を定め，または変更しようとするときは地域住民等の意見を反映させる

- 市町村地域福祉計画の公表に当たって、承認を得るという規定はない

社会福祉法に規定されている市町村による重層的支援体制整備事業

- 重層的支援体制整備事業は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するための事業
- 重層的支援体制整備事業は、市町村の任意事業
- 一体的かつ重層的に行われるもの
- 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）に基づく
- 重層的支援体制整備事業実施計画は努力義務

地域福祉に係る組織、団体に関する現行法上の規定

- 特定非営利活動法人は、所轄庁の認可により設立
- 民生委員法において、民生委員協議会は、民生委員の職務に関して、関係各庁に意見を具申することができる
- 社会福祉法において、社会福祉法人は「公益事業」「収益事業」を行うことができる
- 保護司法において、保護司会連合会は、都道府県ごとに組織
- 社会福祉法において、市町村社会福祉協議会の役員には、関係行政庁の職員が5分の1を超えない範囲で就任

生活困窮者自立相談支援事業の相談支援員

- 強制的な回収は不適切
- 飼育環境の改善が必要なことを理解してもらう
- つながりを回復
- 積極的に関わる
- 居住・移転の自由は本人の権利

地域福祉の財源

- 介護保険事業収益が最も高い（34%）
- 共同募金は社会福祉を目的とする事業を経営するもの（国・地方公共団体を除く）に配分
- 社会福祉法人による地域における公益的な取組とは、社会福祉事業を行うものの、無料または低額な料金で提供する
- 個人又は法人が認定特定非営利活動法人に寄付をした場合は、税制上の優遇措置の対象

- フィランソロピーとは、本業以外の活動として社会貢献活動を行うこと

地域福祉計画の策定を担当している職員

- 子育て中の人から話を聞く
- 世代や環境等の異なる親たちを対象としたグループインタビュー
- 様々な環境で子育てしている人の声を聞くことが最優先課題
- 特定の小学校の情報に偏ってしまう。幅広く全員からの声を聞く
- 特定の属性の情報に偏ってしまう。幅広く全員からの声を聞く

包括的な支援体制の構築

- 地域で暮らす外国人居住者の暮らしや文化について、近隣住民が学ぶ機会を設ける
- 個人の課題ではなく、P 地区全体の課題である
- 外国人居住者が主体的に参加できるようにする
- 自治会長に外国人居住者に対して、生活指導を依頼しない
- 相互理解が必要

市社会福祉協議会の生活支援コーディネーター

- 通いの場になにを望んでいるか
- 通いの場だけの情報収集に限定しない
- 協議体で議論
- 活動ではなく、場の設定などを見直す必要がある
- ニーズが把握できていないので不適切

福祉行財政と福祉計画

福祉計画の記述

- 市町村が各年度における指定障害福祉サービスの種類ごとの必要な量の見込みについて定める計画＝市町村障害福祉計画
- 都道府県子ども・若者計画は、子どもの貧困対象だけではない
- 都道府県が介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施の支援について定める計画＝都道府県介護保険事業支援計画
- 市町村地域福祉計画は、市町村が地域福祉の推進について市町村社会福祉協議会の地域福祉活動計画と一体的に定める計画とは決まっていない
- 市町村子ども・子育て支援事業計画は、市町村が教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保について定める計画

措置制度に分類されている施設

- 軽費老人ホーム 契約
- 老人短期入所施設 契約
- 障害者支援施設 契約
- 児童養護施設 措置
- 救護施設 措置

地方公共団体の事務

- 自治事務と法定受託事務の2つ
- 児童扶養手当の給付事務は第1号法定受託事務
- 社会福祉法人の認可事務は、法定受託事務
- 生活保護の決定事務は法定受託事務
- 児童福祉施設の監査事務は自治事務

民生費に関する記述

- 歳出純計決算額は、前年度に比べて増加
- 目的別歳出の割合は、都道府県では社会福祉費の方が、災害救助費より高い
- 目的別歳出の割合は、市町村では児童福祉費の方が、老人福祉費より高い
- 性質別歳出の割合は、都道府県では繰出金の方が、人件費より高い
- 性質別歳出の割合は、市町村では補助費等よりも扶助費の方が高い

社会福祉に係る法定の機関

- 都道府県は、児童相談所を設置しなければならない
- 都道府県は、発達障害者支援センターの設置義務はない
- 市町村は、保健所の設置義務はない
- 市町村は、地方社会福祉審議会の設置義務はない
- 市町村は、身体障害者更生相談所の設置義務はない

現行法上、計画期間が3年を1期とすると規定されている計画

- 市町村こども計画 計画期間の定めはない
- 市町村介護保険事業計画 3年を1期
- 市町村障害者計画 計画期間の定めはない
- 市町村健康増進計画 計画期間の定めはない
- 市町村地域福祉計画 計画期間の定めはない

福祉計画を策定する際に用いられるパブリックコメント

- 行政機関が計画の素案を公表して広く意見や情報を募集する機会を設けることにより、人々の意見を計画に反映させる。＝パブリックコメント
- 特定のニーズに対応するサービスの種類と必要量を客観的に算出することにより、サービスの整備目標を算出する。 ニーズ推計
- 専門家等に対して同じ内容のアンケート調査を繰り返し実施することにより、意見を集約していく。 デルファイ法
- 団体のメンバーが互いの知恵や発想を自由に出し合うことにより、独創的なアイデアを生み出す。ブレインストーミング
- 意見やアイデアを記したカードをグループ化していくことにより、様々な情報を分類・整理していく。 KJ法

社会保障

国立社会保障・人口問題研究所の人口推計」

- 2020 年から 2045 年にかけて、0～14 歳人口は減少
- 2020 年から 2045 年にかけて、高齢化率は上昇する
- 2020 年から 2045 年にかけて、15～64 歳人口は減少
- 65 歳以上人口は、2045 年には5,000 万人を超えることはない
- 2020 年から 2045 年にかけて、総人口は半減しない

出産・育児に係る社会保障の給付等

- 「産前産後期間」の間は、国民年金保険料を納付することを要しない
- 産前産後休業中の所得保障＝出産手当金
- 育児休業給付金は、最長で子が2 歳に達するまで支給
- 児童手当の費用は、国と地方自治体が2：1 の割合
- 児童扶養手当の月額第2 子以降が高いことはない

社会保険の負担

- 国民年金の第1 号被保険者の月々の保険料は毎月定額
- 介護保険の保険料は市町村ごと
- 後期高齢者医療の保険料は個人単位
- 障害基礎年金を受給しているときは、国民年金保険料を納付することを要しない
- 国民健康保険の保険料は所得に応じる

Hさんに支給される社会保障給付

- 国民年金法に基づく死亡一時金＝第一号保険者として36 ヶ月以上の納付が必要
- 厚生年金保険法に基づく遺族厚生年金＝第2 号被保険者で55 歳以上
- 国民年金法に基づく遺族基礎年金＝業務上の事故によって死亡した場合
- 健康保険法に基づく埋葬料＝労災保険が支給される場合は、支給されない
- 労働者災害補償保険法に基づく傷病補償年金＝傷病が1 年6 ヶ月経過しても治らず、厚労省の定める傷病等級に該当する場合に支給する

労働保険

- 労働者災害補償保険の療養補償給付を受ける場合、自己負担はない
- 労働者災害補償保険は、政府が管掌
- 日雇労働者は、雇用保険の適用除外ではない
- 雇用保険の失業等給付の保険料は労使折半
- 教育訓練給付は喪失した日から1年以内であれば支給

障害者の所得保障制度

- Jさんの障害の原因となった事故が17歳の時のものである場合は、20歳以降に障害基礎年金を受給できるが、Jさんの所得によっては、その一部又は全部が停止される可能性がある
- 障害基礎年金に期間の定めはない
- 労働者災害補償保険の障害補償給付＝休日の事故では対象外
- 特別障害者手当＝精神や身体の重度障害で、日常の世話を必要とする20歳以上に支給される
- 傷病手当金＝標準報酬日額の3分の2、通算して1年6ヶ月の期間

老齢基礎年金

- 老齢基礎年金は60歳までしか繰り上げできない
- 保険料納付済期間が25年以上という規定はない
- 老齢基礎年金と老齢厚生年金は併せて受給できる
- 支給額は毎年度改定を行う
- 保険料免除を受けた期間の月数が反映される

障害者に対する支援と障害自立支援制度

障害者等の法律上の定義

- 障害者虐待防止法における障害者とは心身の機能障害があるもので、障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受ける状態にあるもの
- 障害者総合支援法における障害者の定義では、難病等により一定の障害がある者を含む
- 知的障害者の定義はない
- 発達障害者支援法における発達障害者とは発達障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受けるもの
- 児童福祉法における障害児の定義では、障害がある者のうち、18歳未満の者をいう

障害者福祉制度の発展過程

- 身体障害者福祉法では身体上の障害のため職業能力が損傷されている18歳以上の者であって、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたもの
- 精神衛生法が精神保健法に改正され、保護者制度が廃止＝2013年
- 2004年（平成16年）に改正された障害者基本法では、障害者に対する差別の禁止が基本理念として明文化
- 障害者自立支援法では、利用者負担は応益負担
- 障害者基本法が改正され、法律名が心身障害者対策基本法に改められた＝1993年

指定特定相談支援事業所の相談支援専門員の役割

- 障害福祉サービスを利用する障害者等に対して、サービス等利用計画案を作成
- 障害福祉サービスを利用する障害者等に対して個別支援計画を作成し、従業者に対して、技術指導、助言を行う。サービス管理責任者の役割
- 障害福祉サービスを利用する障害者等に対して、居宅において入浴、排せつ又は食事の介護等を行う。居宅介護
- 一般就労を希望する障害者に対して、就業面と生活面の一体的な相談、支援を行う。障害者就業・生活支援センター
- 障害福祉サービスを利用する障害者等に対して、支給決定を行う。居住地の市町村が行う

「障害者総合支援法」による自立支援医療

- 自立支援医療の種類には更生医療、育成医療、精神通院医療がある
- 更生医療と育成医療は市町村、精神通院医療は都道府県や指定都市
- 所得に応じて負担上限月額が決まる
- 精神通院医療では手帳所持の規定はない
- 自立支援医療を利用する場合には指定する医療機関の中から、当該指定認定を受けた者

相談支援事業所の相談支援専門員

- 就労継続支援A型 一般企業への就労が困難な人が対象
- 就労継続支援B型 一般企業への就労が困難な人が対象
- 就労移行支援 将来を見据えて一般就労を希望している方
- 就労定着支援 通常の事業所に新たに雇用されたものが対象
- 職場適応援助者（ジョブコーチ） 企業に雇用される障害者の職場適応

障害者総合支援法における障害支援区分

- 一時判定は全国一律
- 障害支援区分の認定は市町村
- 委託の義務規定はない
- 障害支援区分として、区分 1 から区分 6 までがある
- 就労継続支援A型＝訓練等給付費なので区分がいない

相談支援専門員（社会福祉士）がこの段階で行う支援

- 相談員の主観が入っている
- 現状の辛い気持ちに寄り添えていない
- とともに探すという丁寧な関わりが必要
- Aさん自身がどのような形の就労を望んでいるかAさんの話を十分に聞く
- Aさんの日常生活の状況や就労の希望について、両親にも確認する

低所得者に対する支援と生活保護制度

生活保護法

- 急迫した状況ではあり得る
- 無差別平等に受けることができる
- 最低限度の生活を保障することを目的としている
- 資産、能力その他あらゆるものを、最低限度の維持のために活用することを要件に保護を受けることができる
- 自立を助長することを目的としている

生活保護法の定める内容

- 就労に必要な技能修得の費用は、生業扶助から支給
- アパートに転居する際の敷金は、住宅扶助から支給
- 保護の廃止は、仕送りを受けても、最低生活基準額を下回る場合は、その限りではない
- 就労できる診断だけでは、保護は廃止されない
- 民法では、扶養義務者に年齢制限が設けられていない

生活保護の種類と内容

- 都道府県は、福祉事務所の設置義務
- 厚生労働大臣は、地域の実情を踏まえて生活保護法上の保護基準を変更することができる
- 福祉事務所を設置した町村は、町村が福祉事務所を設置する場合、その保護費の一部を負担する
- 都道府県知事は、保護施設の設備及び運営について基準を条例で定めなければならない
- 都道府県知事は、生活保護法に定めるその職権の一部を、その管理に属する行政庁に委任することができる

生活福祉資金貸付制度を利用

- 連帯保証人を立てない場合でも、貸付できることがある
- 貸付金の償還はやむを得ない事由がある場合、免除される
- 据置資金は、資金の種類によって異なる
- 借入れの申込み先は市町村社会福祉協議会

- 資金の貸付けを受ける場合には、必要な相談支援を受けることが求められる

生活困窮者自立相談支援機関の相談支援員

- 生活保護制度の被保護者でないと受けられない
- 都道府県、市、福祉事務所に設置されている
- 認定事業者での生活困窮者就労訓練の利用
- 地域若者サポートステーションでの求職者支援制度＝対象者が 15～49 歳まで
- 授産施設の利用＝福祉事務所が利用決定を行う

ホームレスの実態に関する全国調査

- 概数調査によれば、全国のホームレス数は 2022 年に比べて減少している
- 概数調査によれば、性別人数では男性より女性の方が少ない。男性 2,800 人、女性 160 人
- 生活実態調査によれば、ホームレスの平均年齢は 2016 年調査に比べて高齢化が進んでいる
- 生活実態調査によれば、路上生活期間「10 年以上」は 2016 年調査に比べて増加している
- 生活実態調査によれば、「生活保護を利用したことがある」と回答した人は全体の約 3 割

保険医療サービス

公的医療保険における一部負担金

- 療養の給付に要した費用の一部負担金の割合は、年齢や所得水準により異なる
- 被用者保険に加入中の生活保護の被保護者は、一部負担金のみが医療扶助の対象となる
- 正常な分娩による出産費用の一部負担金＝治療でないものは医療保険の給付対象とならない
- 1 か月の医療費の一部負担金が限度額を超えた場合、保険外併用療養費制度により払戻しが行われる＝高額療養費制度
- 入院時の食事提供の費用は1食単位の自己負担額が設定されている

日本の医療費

- 国民医療費の総額は40兆円を超えている。
- 人口一人当たりの国民医療費は34万円を超えている
- 国民医療費に占める薬局調剤医療費の割合は、入院医療費の割合の方が高い
- 国民医療費の財源に占める公費の割合は、保険料の割合よりも低い
- 国民医療費に占める歯科診療医療費の割合は、入院外医療費の割合より低い

診療報酬

- 診療報酬の請求は、各月分について行わなければならない
- 請求された診療報酬は社会保険診療報酬支払基金や国民健康保険団体連合会が審査する
- 医療機関が診療報酬を請求してから報酬を受け取るまで約2か月掛かる
- 診療報酬点数表には医科、歯科、調剤の点数表
- 診療報酬点数は、1点の単価が10円

医療法に基づく医療計画

- 都道府県の実情に合わせて策定
- 医療提供体制の確保を図るためのものである
- 医療圏は、一次医療圏と二次医療圏、三次医療圏を含めた3つからなる
- 病院の定義や人員、設備の基準は医療法に定められている
- 原則6年ごと。2年ごとの見直しは診療報酬

訪問看護

- 訪問看護は、主治医の指示で訪問看護サービスを開始
- 栄養士の配置はいらない
- 訪問看護の対象は年齢の要件はない
- 訪問看護ステーションの管理者は保健師、看護師、助産師のいずれか
- 訪問看護は、居宅において看護師等により行われる療養上の世話又は必要な診療の補助を行う

医療ソーシャルワーカー（社会福祉士）が紹介した現時点で利用可能な制度

- 生活保護制度 × 生活困窮ではないので不適切
- 労働者災害補償保険制度 × 業務上の疾病ではない
- 高額療養費制度 39 歳会社員、協会けんぽの被保険者
- 傷病手当金制度 39 歳会社員、協会けんぽの被保険者
- 雇用保険制度 × 失業予防、雇用状態の是正、雇用機会の増大の案件ではない

人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン

- 人生の最終段階において、本人の意思は変化する
- 本人にとって最善の方針を取る
- Gさん，家族，医療・ケアチームによる話し合いの場を設定する
- 離婚や相続などを取り扱う。今回は非該当
- 医師の情報をもとに本人等の意思決定に基づく

権利擁護と成年後見制度

日本国憲法における社会権

- 財産権 経済的自由圏
- 肖像権 幸福追求権
- 教育を受ける権利 社会権
- 団体交渉権 社会権
- 自己決定権 幸福追求権

相続における法定相続分

- 配偶者 J の法定相続分は 2 分の 1 である。
- 子 K の法定相続分は 8 分の 1 である
- 養子 L の法定相続分は 8 分の 1 である。
- 非嫡出子 M の法定相続分は 8 分の 1 である。
- 孫 B の法定相続分は 16 分の 1 である。

遺言

- 成年被後見人は医師 2 人以上の立会いがあれば遺言をすることが可能
- 自筆証書遺言を発見した相続人は、家庭裁判所の検認を請求しなければならない
- 自筆証書遺言によって遺言をするには、遺言者がその全文を自書しなければならない
- 公正証書遺言によって遺言をするには、証人 2 人以上の立会いがなければならない
- 遺留分を請求することができる。遺言自体が無効にはならない

D さんについての後見開始の審判を E さんが申し立てた主な理由

- 手術についての同意＝成年後見人等に権限はない
- 指定介護老人福祉施設との入所契約の解約はできない＝意思を尊重し、心身状況等を踏まえて配慮が必要
- 遺産分割協議できる
- 所有の建物の売却＝成年後見人等に権限はない
- 預金の払戻し＝成年後見人等に権限はない

成年後見監督人

- 成年後見監督人の選任請求を家庭裁判所に行うことができる
- 妻は、成年後見監督人になることができない
- 利益相反関係が生じた際、成年後見監督人は代理することができる
- 成年後見人を辞任した場合、次の後見人の選定を家庭裁判所に請求しなければならない
- 後見業務を放置した場合、解任請求を家庭裁判所に行うことができる

成年後見人等に選任された最も多い者

- 親族 成年後見人等に選任できるのは親族以外
- 弁護士 2 番目に多い
- 司法書士 1 番多い
- 社会福祉士 3 番目に多い
- 市民後見人 数はまだ少ない

意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドラインに沿った支援

- 全ての人は意思決定能力があると推定される
- 自ら意思決定できるよう、実行可能なあらゆる支援を行う
- 一見して不合理にみえる意思決定でも、それだけで意思決定能力がないものとして決定してはいけない
- 本人の最大の利益に基づく方針をとる
- 成年被後見人にとって最善の利益に基づく方針を採る

社会調査の基礎

統計法における基幹統計調査

- 社会福祉施設等調査 一般統計調査
- 福祉行政報告例 一般統計調査
- 介護サービス施設・事業所調査 一般統計調査
- 労働安全衛生調査 一般統計調査
- 国民生活基礎調査 基幹統計調査

社会調査における倫理

- 社会調査の対象者の抽出でも個人情報原則非公開
- 対象者への調査に関する説明は書面あるいは口頭で説明・同意
- 社会調査では、対象者に調査協力の謝礼を渡すことは必ずしも必要ではない
- 調査前に対象者の協力同意書があっても、調査の途中又は調査後の対象者からのデータ削除要請に応じることが求められる
- 調査結果の公表は公正に扱い、適切に公表する

県が実施した標本調査の母集団

- 全国の高校に在籍する全生徒→S 県以外にまで広げられない
- 全国の高校に在籍する全生徒のうち、日常的に家族の世話や介護等を担っている者 →S 県以外にまで広げられない
- S 県内の高校に在籍する全生徒
- S 県内の高校に在籍する全生徒のうち、日常的に家族の世話や介護等を担っている者→特定の回答を行ったものからしか母集団を集められていない
- S 県内の高校に在籍する全生徒のうち、標本となった者→母集団の部分集合なので不適切

質問への回答を他計式で記入する社会調査

- 比例尺度では、平均値を算出することができる
- 順序性は担保されるが、等間隔ではない
- 中央値は名義尺度で求められない
- 間隔尺度では数値としての意味を持つ
- 比例、間隔、順序、名義の順番で尺度としての水準が高い

調査手法としての面接法

- 構造化面接では自由に話してもらうことはしない
- 非構造化面接では質問の順番を決めることはない
- 半構造化面接では決められた順番で進めなくても良い
- 面接調査では、表情や身振りといった非言語表現も重視する
- グループ・インタビューの調査者は、対象者同士の会話を促す

社会調査における記録の方法とデータ収集法

- 質的調査で対象者を選定するときには、無作為抽出法は行わない
- アクションリサーチでは、量的調査でデータを収集することがある
- ドキュメント分析の対象となるデータには、手紙や日記などの私的文章も含まれる
- 質的調査のデータとしては、画像や映像も含まれる
- フィールドノーツは調査者の意識や主観的な解釈も含まれる

相談援助の基盤と専門職

社会福祉士及び介護福祉士法における社会福祉士の義務等

- 後継者育成の規定はない
- 秘密保持義務として、その業務に関して知り得た人の秘密は理由によっては開示する
- 社会福祉士の信用を傷つけるような行為を禁じている
- 名称独占
- 誠実義務の対象は個々の社会福祉士が守る

福祉事務所に勤務する職員（社会福祉士）が取り組む様々な対応のうち、メゾレベルの対応

- 中高年を対象とする就労支援制度の課題を、所属機関を通して国に提示する。国への働きかけはマクロレベル
- 相談意欲のあるMさんと相談援助の関係を樹立する。当事者個人への働きかけはミクロレベル
- Mさんに対して、生活費を確保するために、不動産担保型生活資金を検討するよう勧める。当事者個人への働きかけはミクロレベル
- 市内の事業所に対して、Mさんのような中高年者が利用可能な自立相談支援に関する事業の実施状況の情報を収集する。メゾレベルの対応
- L民生委員からの情報をもとに、同様の事例に関する今後の支援について、所内で検討する。メゾレベル

ソーシャルワーク専門職のグローバル定義

- 人間尊重、人間の社会性、変化の可能性の 3 つの価値を前提とした活動＝ブトゥリム
- 人、問題、場所、過程を構成要素とする＝パールマンの著書
- 価値の体系、知識の体系、調整活動のレパートリーを本質的な要素＝バートレット
- ソーシャルワーク実践は、価値、目的、サンクション、知識及び方法の集合体＝全米ソーシャルワーカー協会
- 社会変革と社会開発、社会的結束、および人々のエンパワメントと解放を促進＝ソーシャルワーク専門職のグローバル定義

障害者の自立生活運動

- 援助を受けても主体性は無くならない
- ピアカウンセリングを重視している
- 地域社会に統合されるべき
- 当事者の自己決定権の行使を提起している
- 主体的に自己決定権を行使できる

ソーシャルワークを発展させた人物

- 倫理とは、人間関係とその交互作用に対して価値が適用されるものであるとした。＝レヴィ
- ジェネラリストの観点からソーシャルワークの統合化を図り、ジェネラリスト・ソーシャルワークを提唱した＝ジョンソン
- 相互連結理論アプローチを提唱し、それぞれの理論は相互に影響を及ぼし合い、結びついていると論じた＝ターナー
- 社会的目標を達成するために不可欠な要素として、4つの基本的ニーズを提示した＝トール
- 機能主義の立場に立ちつつ、診断主義の理論を積極的に取り入れ、ケースワークとカウンセリングを区別した＝apteカー

小学校に配置されているスクールソーシャルワーカー（社会福祉士）が、Bさんの意思を尊重することに対する倫理的ジレンマ

- クライエントの保護に関する責任
- 他校のソーシャルワーカーへの報告義務はない
- 学校に報告する責任
- 保護者会に報告は現時点では必要ない
- いじめている子の保護者に責任を追求する段階ではない

複数のシステムの相互作用をもたらすシュワルツ（Schwartz, W.）の媒介機能を意図した支援

- 相談員の意思で働きかけない
- 主催者側のC市に働きかける
- 自立支援の妨げになる可能性がある
- どう支援をするのか先が見えない
- 活発に参加している絵画サークルに親子で参加し、児童や親達と交流することを勧めた

相談援助の理論と方法

ソーシャルワーク実践におけるシステム理論の考え方

- 目標達成のために、ソーシャルワーカーと協力していく人々を指す＝アクション・システムの説明
- 変容の最終状態は、初期条件によって一義的に決定される＝閉鎖システム
- システムには、他の要素から正負のフィードバックを受けることで、自己を変化・維持させようとする仕組みがある＝システム理論
- クライエントの生活上の問題に関し、問題を生じさせている原因と結果の因果関係に着目する。＝直線思考の考え方
- 家族の問題に対して、課題を個々の家族員の次元で捉え、個々人に焦点を当てたサービスを提供する。＝家族間の相互作用

ソーシャルワークの実践モデル

- 生活モデルはクライアントと環境の関係や相互作用に注目する
- 生活モデルは、人と環境の交互作用に焦点を当て、人の生活を全体的視点から捉える
- 治療モデルはクライアントが抱える問題に焦点をあて、治療的な支援が行われる
- 治療モデルは問題の原因に焦点をあてる
- スtrenghsモデルは問題を抱えるクライアントのもつ強さ、資源に焦点を当てる

ソーシャルワークのアプローチ

- 問題解決アプローチでは、4つのPを実践の構成要素として、クライアントのコンピテンス、動機づけとワーカビリティを高めることを目指す。
- フェミニストアプローチでは、女性にとっての差別や抑圧などの社会的現実を顕在化させ、個人のエンパワメントと社会的抑圧の根絶を目指す。
- 機能的アプローチでは、ソーシャルワーカーが所属する機関の機能と専門職の役割機能の活用を重視し、クライアントのもつ意志の力を十分に発揮できるよう促すことを目指す。
- 実存主義アプローチでは、クライアントが自我に囚われた状態から抜け出すために、他者とのつながりを形成することで、自らの生きる意味を把握し、疎外からの解放を目指す。
- ユリタリーアプローチでは、システム理論に基づいて問題を定義し、ソーシャルワーカーのクライアントに対する教育的役割を重視し、段階的に目的を達成することを目指す。

就労継続支援B型事業所の職員（社会福祉士）が、クライアントに危険が及ぶような行動を減らすために、行動変容アプローチ

- Fさんが何かに気を取られて席を立つたびに、報酬を与える。 行動が促進されてしまうので誤り
- 支援を始めて1か月後に、目標行動の変化を評価しベースラインをつける。アセスメントの際に行う
- 不適切行動のモデリングとして、職員が寝転がって見せる。 学習すべき行動を示す
- 作業が継続できるたびにベルを鳴らし、ベルの音と作業を条件づける。 適応行動を増やし、問題行動を減少させる
- 寝転がる前の先行条件、寝転がった後の結果といった行動の仕組みを分析する

乳児院のG家庭支援専門相談員（社会福祉士）が活用するアセスメントツール

- 複数世代（3世代以上）の家族関係を図式化したもの＝ジェノグラム
- 息子の発育状況を整理＝ファミリーマップ
- 周囲からのサポートを整理＝エコマップ
- 自宅周辺の生活環境を整理＝地域アセスメント
- 小集団における人間界系の構造などのパターンを図式化したもの＝ソシオグラム

ソーシャルワークのプランニング

- 目標は協働して作成する
- クライアントが自分でもできそうだと思う目標を段階的に設定＝意欲は高まる
- クライアントが具体的に何をすべきかがわかる目標を設定すると、クライアントの意欲が高まる
- クライアントにとって興味がある目標を設定＝意欲は高まる
- 最終的に実現したい生活像とは切り離して目標を設定＝意欲が低下する

在宅療養支援におけるモニタリング

- 「自宅での療養で困っていることはありますか」と聞き、新たな要望やニーズの有無を確認＝モニタリング
- 病気になる前はどのように暮らしていましたか＝アセスメントの段階で行う
- 医療上、何かすべきことはありますか＝医師への確認
- 主治医に「入院前の病状はいかがでしたか」と過去の治療状況を確認＝アセスメントの段階で行う
- 訪問看護師に「サービス実施状況はどうですか」と経過や課題を確認する＝モニタリング

ソーシャルワークの過程におけるアフターケア

- ソーシャルワーカーや支援チームの状況変化に応じて行う。 モニタリングの内容
- クライアントとの間に信頼関係を形成することが目的となる。 インテーク

の内容

- アフターケアは援助終了後の不安を和らげることが目的である。
- アフターケアは問題の新たな発生や再発が起きていないか確認をする。
- 支援計画が十分に実施されたかを評価する。 エバリュエーション（評価）の内容

ソーシャルワークの援助関係

- 共感的理解とは、クライアントの世界を、あたかもソーシャルワーカーも体験したかのように理解することである。
- 目的志向性とは、クライアントを意図的に導くことにより、クライアントの利益を優先する
- パターンリズムとは、問題の原因の特定とその除去に焦点をあてるもの
- 受容とは、クライアントの逸脱した態度や行動に対しても、「あるがままの現実」を受け入れることであり、許容するものではない
- ソーシャルワーカーの自己開示とは、援助者の考えや経験を伝えること
- 対決とは、クライアントの行動や感情における矛盾を指摘することである

再アセスメント

- サービスを新たに開始するために、クライアントの望む生活に向けた目標を設定し、その実現に向けて支援内容を決定した。＝ケアプラン作成の内容
- クライアントの生活状況の変化によるサービス内容の見直しのために、新たに情報収集し、課題の分析を行った。＝再アセスメント
- クライアントの課題が解決したため、ケアマネジメントを終了することを確認した。＝終結の内容
- クライアントになる可能性のある人の自宅やその地域を訪問し、ニーズを把握した。＝アウトリーチの内容
- サービスの終結をした者から、新たにサービス利用の申し出があったため、情報の収集を行った。＝アセスメントの内容

1960年代に提唱したコミュニティ・オーガニゼーション実践のモデル（ロスマン）

- 住民の地域生活支援を目標として、当事者の個別支援と連動させて、地域の生活基盤の整備に向けた地域支援を展開する方法＝地域組織化説（ロス）
- 不利な立場に置かれた人々が直面する状況を自らの力では変革できない時に、同じ問題意識を共有する人々と連帯し、権力構造に対して政治的に働きかける方法＝ソーシャルアクションモデル
- 社会計画モデルとは、住民や当事者が求めるサービスや資源の提供を達成するために地域のニーズを調査して、サービス提供機関間の調整を図る方法
- 社会計画モデルとは、地域が求める目標を達成するために、サービス提供機関が地域の資源を利用して活動を推進する方法
- 地方自治体による政策実践と、福祉施設等における運営管理実践を一体のものとして、地域を変革することを主たる目標とする方法＝小地域開発モデル

グループワーク

- グループの発達過程＝メンバー間の関係の変化に影響を受ける

- 波長合わせ＝事前に生活状況・感情・ニーズなどを理解しておくこと
- グループメンバー間の暗黙の葛藤＝表面化を避ける必要はない
- プログラム活動＝全員が同じ動きを行う必要はない
- 終結期＝分かち合えるように援助する

スーパービジョン

- スーパーバイザーは、スーパーバイジーより知識も技量も高い。
- スーパービジョンの契約は、スーパービジョンの展開過程の初期段階で行われる
- スーパービジョンにおける管理的機能では、スーパーバイジーの業務遂行の適切さを確認する。
- パラレルプロセスは、スーパーバイジーとクライアント、スーパーバイジーとスーパーバイザーが似たような関係になること
- スーパーバイザーは、クライアントに最良のサービスを間接的に提供する

記録の方式の一つにSOAP方式

- Sは主観的情報
- Oは客観的情報
- Aはアセスメント
- Pは計画
- SOAP記録は、問題と援助者の思考が明確になる問題志向型記録の一つである

個人情報保護法

- 個人情報取扱事業者には、国の機関は除外されている
- 個人情報を第三者に提供は、やむを得ない事情がある場合はできる
- オンラインによる個人情報の提供は禁止していない
- クレジットカード番号はいかなる場合でも個人識別に繋がらないことがあるため個人識別符号に含まれない
- 事業者は、サービス利用者から本人のサービス記録の開示を求められた場合、原則、応じる必要がある

事例分析の対象を手段的事例と固有事例に分けたとき、手段的事例の例

- 方向性を考える＝固有事例
- スーパービジョン＝固有事例
- 支援結果の要因分析＝固有事例
- 複雑な問題背景＝固有事例
- 担当している地区で、高齢者から振り込め詐欺に関する相談が頻繁にあるため、研修を目的とした事例分析＝手段的事例

市社会福祉協議会の職員（社会福祉士）の対応

- 近隣の住民に声をかけ、避難行動要支援者と一緒に避難訓練を行う。
- 災害発生に備えて、避難行動要支援者名簿を避難支援等関係者に配布する
- 自力で避難できるよう、避難行動要支援者を個別に訪問して促すようにする

- 避難支援等関係者や避難行動要支援者の生命及び身体の安全を守ることが大前提
- 避難支援等関係機関と一緒に福祉避難所を確認する機会をもつ。

スクールソーシャルワーカー（社会福祉士）の解決志向アプローチに基づく問いかけ

- どうなると思いますか？
- 今は何点になりますか？
- 肯定的な言葉を伝える
- 問題原因を追求しない

地域包括支援センターの社会福祉士が参加している認知症初期集中支援チームの対応

- 夫を刺激しないように、認知症サポーターと C が自宅を訪問する。＝支援方針が決まってからが適切
- D さんが一人の時間を持てるように自宅を訪問し、夫の利用可能な認知症カフェの案内を手渡す。＝時期尚早
- 夫の状態について、認知症サポート医から専門的知見による助言を求める。
- 夫の生活の様子を聞くために、介護福祉士と C が自宅を訪問する。＝支援方針が決まってからが適切
- D さんへの暴力回避のために、保健所の職員と C が自宅を訪問する。＝支援方針が決まってからが適切

ひきこもり地域支援センターの職員（社会福祉士）による、グループワークのこの段階における関わり

- 人見知りが激しいことを知っているので、援助関係を樹立する
- 関係づくりができていることを活かしたいので、G さんとメンバー間に良い関係が生まれるようにする
- 以前から参加している他のメンバーと話せるように橋渡しをする。
- メンバー同士の関係を活用し、G さんの長いひきこもり体験をメンバー間で分かち合うよう促す。＝作業期に行うこと
- G さんの過去の対人関係をメンバー間で振り返り、気持ちの分かち合いを促す。＝終結期の内容

ソーシャルワークの面接技術

- 明確化＝上手く表現できないことを言語化して伝える手法
- 言い換え＝クライアントの話す内容や感情を別の言葉で表現し、気づきを促す
- 閉じられた質問＝「はい」「いいえ」
- 開かれた質問＝クライアントが自由に話すのを促す
- 要約＝重要部分を繰り返し、短縮して具体化すること
- 問題への直面化＝課題を明確化して向き合えるように支援

福祉サービスの組織と経営

社会福祉法人

- 主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。
- 収支計算書の公表は義務
- 他の社会福祉法人と合併できる
- 評議員、評議員会、理事、理事会、監事を設置することが義務づけられている。
- 評議員への報酬の支払いは可能

経営の基礎理論

- バーナード：組織の三要素
- 公式組織＝意識的で、計画的で、目的をもつような人々相互間の協働
- テイラー (Taylor, F.)は科学的管理法を提唱し、作業現場の管理について、合理的な規則と手続きによる管理の重要性を強調
- ハインリッヒ＝軽微な事故への対策を実施することで、重大な事故を未然に防ぐことができる
- アッシュ＝個人で判断ができていても多数派の考え方に変えてしまう現象
- メイヨー＝人間関係を通じたモラル（集団の士気）

集団やチーム

- 集団浅慮（しゅうだんせんりょ）とは集団になると浅い考えになってしまう
- 集団の規範＝行動基準の共有
- 集団の凝集性集団の結束力
- チームメンバー間で信頼や尊敬の念が育まれていると高くなる
- 集団内のコンフリクトには、集団に悪影響を及ぼす非生産的コンフリクトと、集団に好影響を及ぼす生産的コンフリクトの両方の側面

福祉サービス提供組織の財源

- 障害福祉サービスを行う事業者の収入の総額＝介護給付費や訓練等給付費及び利用者負担の総額に等しい
- 介護保険事業を行う事業者の収入の総額＝介護報酬と利用者が自己負担する利用料の総額に等しい
- ファンドレイジングとは、事業や活動を行うために必要な資金を様々な方法を使って調達すること
- 社会福祉法人が解散する場合、定款の定めにかかわらず、その法人に対して寄付を行ってきた個人でも、残余財産の分配を受けることはできない
- 自由に分配できない。特定非営利活動に係る事業に分配

福祉サービス提供組織の運営

- アカウンタビリティとは、ステークホルダーに対する説明責任を指す。

- 社会福祉法人における評議員会とは、法人の運営に係る重要事項の議決機関
- 社会福祉法人の監事には、法人の理事の職務執行の監査、監査報告の作成、計算書類などの監査を行う役員
- コンプライアンスとは、組織が法令や組織内外のルールを守ることにより、社会的責任を果たすことをいう。
- 社会福祉法人における理事会とは、業務執行の決定機関
- 定款の変更や役員の選任などの体制の決定を行う機関は評議委員会

H施設管理者が実施した人材育成の手法

- コーチング ヒントや気づきを与えること
- O F F - J T 現場外で学ぶ
- ジョブ（職務）ローテーション 複数の部署や職務に転換
- O J T 業務を通じて学ぶ
- 目標管理制度 年度ごとに目標を設定し達成していくこと

育児・介護休業法

- 子の養育及び家族の介護を容易にするため、所定労働時間等に関し事業主が講ずべき措置を定めている。
- 育児休業とは、原則、子どもが1歳になるまで取得できる
- 介護休業を取得＝就業の有無や同居の有無の規定はない。要介護状態等の家族に対する制度
- 期間を定めて雇用される者は、介護休業を一定の条件を満たせば取得できる
- 対象家族一人について、介護休業を一人につき3回まで、通算93日取得できる

高齢者に対する支援と介護保険制度

日本の高齢者を取り巻く社会情勢

- 人口の高齢化率は、2022年(令和4年)10月1日現在29%
- 高齢化率の「倍加年数」をアジア諸国と比較すると、韓国は日本よりも短い年数
- 総人口に占める75歳以上の人口の割合は、2070年(令和52年)に約25%に達する
- 労働力人口総数に占める65歳以上の者の割合は、2013年(平成25年)以降の10年間でみると、上昇傾向
- 65歳以上の者の死因別の死亡率をみると、肺炎よりも悪性新生物(がん)の方が高い

高齢者保健福祉制度の展開過程

- 常時介護を必要とする老人の家庭を訪問する老人家庭奉仕員が規定＝老人福祉法で規定
- 1963年(昭和38年)の老人福祉法では、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホームを含む、老人福祉施設が規定
- 70歳以上の高齢者にかかる医療費のうち、その自己負担分を無料化する老人医療費支給制度が規定＝老人福祉法
- 介護保険法では、要介護認定を受け、要介護と判定された高齢者等は、原則1割の利用者負担で、介護サービスを利用できる
- 高齢者保健福祉推進十か年戦略(ゴールドプラン)が策定されたことを受け、地域包括ケアシステムが規定＝2014年 地域における医療および介護の総合的な確保の促進に関する法律

地域包括支援センターの社会福祉士によるJさんの長女への助言

- 看護小規模多機能型居宅介護の利用＝要介護が対象
- 介護老人福祉施設への入所＝要介護3以上が対象
- 介護予防通所リハビリテーションの利用＝要支援者なので正しい
- 短期入所生活介護の利用＝要介護が対象
- 管理栄養士による介護予防居宅療養管理指導の利用＝食事量が減っている現状があるので正しい

移動の介護

- 片麻痺がある人が杖歩行を行う場合、杖は健側に持つ
- 片麻痺者が階段を上る時：杖→健側→患側。降りる時：杖→患側→健側
- 視覚障害者の歩行介助を行う場合、介助者は視覚障害者の前方を歩く
- 片麻痺がある人のベッドから車いすへの移乗では、車いすを要介護者の健側に置く
- 車いすで大きな段差を下るときは、後ろ向きで降りる

介護保険法に定める福祉用具貸与の種目

- 腰掛便座 = 特定福祉用具販売
- 移動用リフトの吊り具の部分 = 特定福祉用具販売。リフトの本体部分は福祉用具貸与
- 認知症老人徘徊感知機器 = 福祉用具貸与
- 簡易浴槽 = 特定福祉用具販売
- 入浴補助用具 = 特定福祉用具販売

介護保険制度における厚生労働大臣の役割

- 要介護認定の審査及び判定に関する基準を定める。= 厚生労働大臣
- 要介護者等に対する介護給付費の支給決定を行う。= 市町村
- 介護支援専門員実務研修を実施する。= 都道府県知事
- 介護給付等費用適正化事業を実施する。= 市町村
- 財政安定化基金を設置する。= 都道府県

病院の医療ソーシャルワーカー（社会福祉士）が、この時点でLさんへの支援のために検討すべきこと

- Lさんの支援を在宅医療・介護連携推進事業の担当者に依頼する。= 外出時の見守り支援を行う事業ではない
- 市役所の対応に関して、都道府県国民健康保険団体連合会へ苦情の申し立てを行うよう、Lさんに提案・助言を行う= サービス事業者・施設などに対する利用者や家族からの苦情申し立てを受け付ける機関
- Lさんの歩行機能の改善を図るため、地域介護予防活動支援事業の利用を勧める。= 介護予防のための住民主体の活動を育成する機関
- Lさんの疑問や不安に対応してもらえよう、介護サービス相談員と連携を図る。= 介護サービス事業所の質の確保の為、橋渡し役になるのが相談員の役目
- Lさんの居住地を担当する「生活支援コーディネーター（第2層）」に連絡を取り、Lさんが利用できる、制度外の外出時の見守り支援策について相談・調整を図る。

介護福祉士に関する

- 介護福祉士の法律上の定義には、介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とすることが含まれている
- 介護福祉士が介護保険制度における訪問介護員として従事する際の、研修要件はない
- 介護福祉士は医療行為はできない
- 名称独占
- 認定介護福祉士= 民間資格

地域包括支援センターの職員（社会福祉士）が訪問・相談を行った時点での対応

- Aさんの要介護状態の改善を図る必要があるため、介護予防ケアマネジメントの実施を検討する。= 要介護3のため非該当
- 総合相談支援業務として、長男の状態について同センターの保健師と相談し、

気分の落ち込みや睡眠の問題に対応できる専門機関を探す。

- 権利擁護業務として、Aさんへの虐待リスクがあることについて、市に通報する。＝現時点では虐待リスクは読み取れない
- 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務として、Aさんを担当する居宅介護支援事業所の介護支援専門員とともに、早急に今後の対応を検討する。
- Aさんと長男が住む地域の課題を検討するため、地域ケア会議で報告する。
＝Aさんと長男の支援が急を要している

高齢者虐待防止法

- この法律における高齢者とは65歳以上の者と定義
- この法律では、セルフネグレクト（自己放任）の状態は高齢者虐待の定義には含まれていない
- この法律における高齢者虐待の定義には医療専門職は含まれていない
- この法律では、市町村が養護者による虐待を受けた高齢者の居所等への立入調査を行う場合、所轄の警察署長に援助を求めることができると規定
- 司法書士若しくは弁護士の確保に関する義務を課されていない

児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉サービス

子ども・家庭の生活実態

- 子供がいる世帯の妻の就業状態は、パートタイム労働よりフルタイム労働の割合が低い
- 少年の刑法犯等検挙人員は令和 3 年には戦後最小を更新
- いじめの認知（発生）件数は、令和 2 年度に比べ増加
- 母子家庭の世帯の平均年間収入は、同年の国民生活基礎調査による児童のいる世帯の平均所得の約46%である
- ヤングケアラーと思われる子どもの状況＝家族の代わりに、幼いきょうだいの世話をしているが多い

児童福祉法の総則規定

- 全て国民は、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重されるよう努めなければならない
- 全て保護者は、その養育する児童の福祉を等しく保障される権利を有する＝このような規定はない
- 児童の保護者は、児童を育成する第一義的責任
- 全て国民は、児童の最善の利益の実現に努めなければいけない
- 全て児童は、できる限り良好な家庭環境で育てられなければならない

市子育て支援課の相談員（（社会福祉士）が市で利用可能なサービスの中から紹介するもの

- 保育所への入所＝言葉の遅れがニーズなので不適切
- 母子健康包括支援センター（子育て世代包括支援センター）の利用＝市で利用可能なサービス
- 児童館の利用＝言葉の遅れについて相談できる施設ではない
- 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の利用＝児童の預かり援助を受けたい方向けのサービス
- 児童相談所の利用＝都道府県に設置されている、市町村の実情把握を行う機関

児童扶養手当

- 生活保護を受給していることが支給要件ではない
- 児童扶養手当法における児童とは18 歳到達後の最初の 3 月 31 日までの間にある者
- 児童扶養手当は児童手当と併給できる
- 支給額は、世帯の収入に応じる
- 父子世帯は、2010年対象になった

次世代育成支援対策推進法

- 少子化に対処するための施策を総合的に推進するために、全ての児童が医療を無償で受けることができる社会の実現を目的＝目的には入っていない
- 都道府県及び市町村には、5年を1期とする次世代育成支援のための地域における行動計画を策定することが義務づけ
- 行動計画指針の義務づけはあるが、大綱は義務付けられていない
- 常時雇用する労働者の数が 100 名を超える事業主(国及び地方公共団体を除く)は、一般事業主行動計画を策定しなければならない
- 都道府県を基盤とした一元的な保育の給付について規定＝法に規定されていない

特別養子縁組の制度

- 配偶者のあるものでなければならない
- 養子となることができる子の年齢上限は原則15歳未満
- 養親（ようしん）には離縁請求権はない
- 養子となる者の父母の同意が必要（危険性などがある場合は、その限りではない）
- 特別養子縁組は家庭裁判所が養親となる者の請求により成立させることができる

児童養護施設の家庭支援専門相談員（社会福祉士）の対応

- Fさんに二度と叩かないことを約束すれば、家庭復帰できると伝える。＝発言だけで家庭復帰の判断は望ましくない
- Fさんが反省しているとわかったので、家庭復帰できると伝える。＝発言だけで家庭復帰の判断は望ましくない
- Fさんに「なぜ叩いたのですか」と問い反省を求める。＝ラポール（信頼関係）の形成の妨げになる
- Fさんが体罰によらない子育てができるよう一緒に考える。
- Fさんは暴力による方法しか知らないのだから、家庭復帰は諦めるようにと伝える。＝ラポール（信頼関係）の形成の妨げになる

就労支援サービス

就労定着支援

- 生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を利用し一般就労した障害者の職場定着を支援する
- 支援は、障害者が通常の事業所に雇用後から開始される
- 支援は、最大3年間提供される
- 支援の内容には、生産活動の機会の提供を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練を供与することが含まれる＝就労移行支援の内容
- 支援の内容には、障害者が雇用されたことに伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での問題に関する相談、助言が含まれる

障害者雇用促進法に定める常用雇用労働者数 100 人以下の一般事業主に関する

- 障害者雇用納付金を徴収されない
- 報奨金は、4%または6人のいずれか多い方の雇用で支給対象となる
- 障害者に対する合理的配慮提供義務＝企業規模に関わらず適用される
- 重度身体障害者及び重度知的障害者を雇用した場合、実雇用率の算定に際し1人をもって2人雇用したものとみなされる
- 法定雇用率未達成の場合に、対象障害者の雇入れに関する計画の作成を命じられる

公共職業安定所（ハローワーク）が実施する業務

- 労災保険給付の支給＝労働基準監督署の役割
- 無料職業紹介事業の許可＝厚生労働大臣の許可
- ハローワークは、無料の職業紹介
- 生活保護における生業扶助の支給＝福祉事務所の役割
- 障害者雇用に関する技術的助言・指導＝ハローワーク

公共職業安定所（ハローワーク）の職員が行う対応

- 一般就労の経験があるHさんは、問題なく一般就労が可能であると判断し、一般企業からの求人情報を提供する。＝主治医の意見が必要な状況
- Hさんの希望は就職であることから、適応訓練についてはあっせんしない。＝有益な支援の1つである
- Hさんの確実な就職のため、一般企業ではなく特例子会社の求人を紹介する。＝本人の希望やその段階であるか不明確なため、不適切
- 本人の了解を得て、障害者就業・生活支援センターを紹介するなど関係機関と連携する。
- 一般就労には週の所定労働時間が20時間以上であることが求められる旨を説明する。＝障害者雇用の実雇用率の算定に可能となる指標。本人が障害者雇用を望んでいるか分からない

更生保護制度

仮釈放の手続き

- 仮釈放の要件として刑期の3分の1、無期刑は10年経過していないといけない
- 仮釈放の要件として、改悛（かいしゅん）の状があることがある
- 仮釈放を許す処分を決定するのは地方更生保護委員会
- 仮釈放の対象となるのは懲役または禁錮に処せられたもの
- 仮釈放の期間中希望ではなく、仮釈放者には保護観察が付される

保護司

- 法務大臣から委嘱される
- 地方委員会または保護観察所長の指揮監督を受ける
- 保護観察における指導監督の権限はある
- 給与は支給されない
- 刑事施設収容中の者とは、調整の上で面会は可能な場合がある

社会復帰調整官の対応

- 精神保護観察における保護司の関与は認められていない
- 指定通院医療機関への通院状況を確認
- 地方裁判所が期間延長を決定する
- 地方裁判所が指定入院医療機関に入院させることを決定する
- 処遇の実施計画の内容は、本人への十分な説明と理解が必要

刑の一部の執行猶予制度

- 訴追しない場合、公訴を提起しないことができる
- その刑の全部の執行を猶予できる
- 釈放後の生活環境の調整が規定されている
- 執行猶予期間は、刑期とともに判決時に言い渡される
- 猶予の保護期間中に保護観察を付することができる